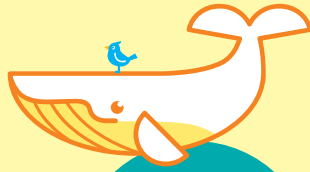




いつも、あなたのそばに。  
always by your side



# Legal Support Press

2015年  
Vol.9

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です



**患者の医療同意と意思決定支援**  
～リーガルサポート報告書に学ぶ 中央大学法学部教授 小賀野 晶一氏

特集

取材で見た成年後見の動向



公益社団法人  
成年後見センター・リーガルサポート



## 編集後記



成年後見についてご相談を受けているとき、成年被後見人入所の施設を訪問した時や入院先の病院などで、各関係者の方々から色々な不安や疑問を耳にします。施設入所するときの保証人はどうしよう。医療をうけるときの同意は誰にしてもらったら良いの?などです。そんな時、リーガルサポートプレスの記事を思い出します。保証人についてはリーガルサポートプレスVol.5。医療同意についてはリーガルサポートプレスVol.7です。記事の内容を思い出しながら要点を説明し、ホームページに掲載して

いるリーガルサポートプレスを紹介し、リーガルサポートの会員は、多くの成年後見人に就任しており、成年後見制度を少しでも良くして行こうと、成年後見制度の問題点を見つけ、研究し、それに向けて提言をしています。それは、市民後見憲草案、後見人の行動指針、市民後見人などです。多くの実務を経験しているリーガルサポート会員の活動や成年後見制度の情報を、今後も、本誌でご紹介していきます。(む)

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります 各支部名で検索! リーガルサポート〇〇支部 検索

- 札幌支部 011-280-7078 HP
- 函館支部 0138-27-2345
- 旭川支部 0166-51-9058
- 釧路支部 0154-41-8332
- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205
- 東京支部 03-3353-8191 HP
- 神奈川支部 045-640-4345 HP
- 埼玉支部 048-845-8551 HP
- 千葉県支部 043-301-7831
- 茨城支部 029-302-3166 HP
- とちぎ支部 028-632-9420
- 群馬支部 027-224-7771 HP
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 HP
- ながの支部 026-232-7492 HP
- 新潟支部 025-244-5141
- 愛知支部 052-683-6696 HP
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜支部 058-259-7118
- 福井支部 0776-30-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山支部 076-431-9332
- 大阪支部 06-4790-5643 HP
- 京都支部 075-255-2578 HP
- 兵庫支部 078-341-8686 HP
- 奈良支部 0742-22-6707 HP
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部 073-422-0568
- 広島支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 HP
- 岡山支部 086-226-0470 HP
- 鳥取支部 0857-24-7013
- しまね支部 0854-22-1026
- 香川県支部 087-821-5701 HP
- 徳島支部 088-622-1865 HP
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065
- 福岡支部 092-738-1666 HP
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 HP
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 宮崎支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526
- 本部(東京) 03-3359-0541

2015年4月30日発行



編集・発行  
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本郷町9番地3 司法書士会館5階  
TEL 03-3359-0541 http://www.legal-support.or.jp

リーガルサポートのホームページには音声読み上げ機能があります!

リーガルサポート 検索



## 患者の医療同意と意思決定支援

### ～リーガルサポート報告書に学ぶ

中央大学法学部教授

小賀野 晶一氏

秋田大学教授、千葉大学教授を経て、2015年4月より現職に至る。専門は民法。著書に『成年身上監護制度論』（信山社）、『民法と成年後見法』（成文堂）などがある。

#### ① はじめに

成年後見センター・リーガルサポートの内部に設置された「医療行為の同意検討委員会」名倉勇一郎委員長は、2014年5月、報告書「医療行為における本人の意思決定支援と代行決定に関する報告及び法整備の提言」を公表した（以下、「LS報告書」という）。この委員会は成年後見実務に専門職として深く携わってきた司法書士委員から成り、外部委員として京都府立医科大学の成本迅先生（精神医学・精神医療）と私（民法学）が参加した。委員会における検討議論から私は多くの教示を得た。医療同意に関するテーマは、人の生き方（死の方）に関してあり、医療、成年後見、民法からのアプローチを必要としている。また、その根底に、医療倫理・生命倫理の問題がある。

LS報告書は委員会が8年余の間、一丸となって取り組んできた成果である。その内容は以下に述べるように、民法・成年後見法が導入した身上監護の支援を正当に評価し、医療同意問題に対して身上監護アプローチを採用している。また、柔軟な考え方が随所に織り込まれ、利用者への配慮を徹底している。本稿では、LS報告書の本質を追求し、患者の医療同意と意思決定支援のあり方について検討したい。

#### ② 医療同意問題とは何か

少子・高齢社会における問題が各分野で出現しており、医療同意問題もその一つである。医療同意問題とは、患者が判断能力を低下させたため、インフォームド・コンセント（以下「IC」という。後述）における医師の説明を理

あるいは医療同意能力を「あるかないか」の二者択一で扱っている。しかし、医学的には、医療同意能力は「あるかないか」で判定されるものではなく、不十分と評価される段階があり、この不十分な状況について濃淡があることが指摘されている（参考文献の参照）。あるべき制度は医療同意能力が不十分な状況にも対応できるものでなければならぬ。

LS報告書は「医療同意能力がない」という状況を柔軟に捉え、制度の対象主体は、後見類型だけでなく、保佐類型や補助類型にも広げている（任意後見も制度の対象に含められる）。医療同意能力はここでは、医学的知見を参考にして法的にも量的に捉えられている。意思決定支援制度のもとでは、医療同意能力判定の手続が重要になってくる。制度の目的に沿って、利用者を使い易いツールの開発研究が進められている（参考文献の参照）。

#### ③ 「協働とプロセス」の営み

医療同意問題を解決するためには、患者の権利を保障し（権利擁護）、医療の目的を実現すること、日本の実務に適合し、人々に利用される制度を構築することが必要である。そのため、LS報告書が提案する意思決定支援は、「協働とプロセス」の営みを重視する。ここに協働とは、患者と医師の共通目的を確認、実現するための営みをい、ここでは営みは医師の説明と患者の同意を要素とする意思決定支援のプロセスとして捉えることができる。このような意思決定支援のプロセスでは、当該ICについて①情報の理解、②状況の認識、③論理的思考、④選択の表明という4つの能力を患者が自ら引き出すことがめざされている。「協働とプロセス」の営みは創造的プロセスといえる。法的

解することができない場合に、どのように医療行為を行うか、どのように患者の権利を保障するかという問題といえる。

民法からは成年後見人が医療同意の代行権限を有するかについて議論がなされた。制度論もみられたが、社会的合意がなく時期尚早とされた。民法の解釈論は肯定説と否定説に分かれる。立法担当者の見解及び通説と否定説であり、解釈論に委ねられたとする見解もある。肯定説も軽微な医療行為に限定して肯定するものが多い。しかし、解釈論では医療実務は動かさず、問題の根本的解決にならない（緊急事務管理等）による対応も例外的なものである。なお、医療のあり方については医療法、精神保健福祉法など複数の立法が制定され、関連する委員会、審議会等においても様々な検討が進められているが、医療同意問題は残されたままである。

#### ③ 医療契約とIC

医療行為は、医療契約の締結に始まり、手術を受けるなど医的侵襲行為についてはIC、すなわち患者が医師から十分な説明を受けて、同意することによって実施される。

医療同意問題は、医療契約が締結された後、医療同意を必要とする場合において、契約における合意が原則として意味を有しないことを

には、「協働とプロセス」の営みのなかで、本人意思の推定が可能になる場合もある。本人意思の推定に基づく場合には、他者が関与していても自己決定の実現と見ることができ得るのである。医療同意に係る意思決定支援制度のもとでは、自己決定と他者決定を自己と他者と観念的に区分することをしない。

意思決定支援制度における「協働とプロセス」の営みは、IC実務における意思決定支援を可能にし、また、理論的には意思決定支援制度の根拠となるものである。「協働とプロセス」の営みは、意思決定支援の条件になるものとして位置づけることができるであろう。

#### ③ 代行決定者とその順位

LS報告書における代行決定者（代行決定をする者）とその順位に関する考え方は、医療同意に係る意思決定支援制度における「協働とプロセス」の営みの一つの側面を示すものである。まず、医療同意は本人の意思を最大限に尊重すべきであるから、代行決定者は本人が事前指定した者が第1順位になる。ここでは事前指定の要件・効果を明確にすることが重要である。次に、第2順位以下が問題になる。LS報告書は家族をトップに据え、後見人等は次順位にしている。家族を後見人等より先順位とすることは、ICに家族が関与してきた医療行為を重視するものである。家族は、本人との実質的な関係が考慮されている。家族に順位はなく、家族間の協議により代行決定者1名が選択される。

家族の代行決定について、医療機関は身上監護代理権を有する後見人等の承諾を得なければならぬとする。身上監護代理権はLS報告書が導入する医療同意に係る意思決定支援制度の基本的権限として位置づけられる。

#### ④ 意思決定支援制度の考え方

##### ① 医療同意能力をどのように捉えるか

医療同意に係る意思決定支援制度の基礎となるのは医療同意能力であり、これをどのように捉えるかが重要である。法学の議論では、医療同意能力とは何かを必ずしも明らかにせず、

示唆する。しかし、ICは医療契約の目的を実現することに貢献する。ここでは理論的には、契約における合意の効力、契約の履行のあり方などの問題が関係する。

医的侵襲行為は患者の身体・精神を侵襲することから違法となるが、患者の同意を取得することにより、当該行為が正当化され、違法性が阻却されると捉えられている。ICにおいて医師の説明が不適切であると、それに対する患者の同意も不完全となり、当該ICの全体が不十分となる。逆に、ICが適切に行われると、医療行為の適切性に結びつく。その結果、医師の説明責任はもちろん、医療事故の回避につなげることが可能である。

医療同意に対する家族の関与については、そもそも本人の医療同意を行う権限が家族にあるかが問題になる。医療慣行としては、本人が同意できない場合に家族が同意することにより、当該医療行為は正当化されるとする考え方がほぼ定着している。ただし、法的には、家族の同意を認める実定法上の規定はなく、判例も確立していない。

ICが有効に機能するためには、原則として患者に医療同意能力が備わっていることが必要であることを確認し、それが低下している場合に係る医療同意問題を解決することが不可欠である。



# 取材で見た成年後見の動向

平成26年11月から平成27年2月に開催された、成年後見に関するシンポジウムやセミナーの取材記事をまとめた。



## 取材①

日本成年後見  
法学会

# 障害者権利条約と成年後見制度に関する連続研究会

平成26年12月6日(土)、東京都千代田区の日本文学三崎町キャンパス10号館1073講堂において、日本成年後見法学会による「障害者権利条約と成年後見制度に関する連続研究会」の第4回「障害者権利条約と成年後見制度」が開催されました。

テーマは「アメリカ合衆国の成年後見法における成年後見人の意思決定基準としての代行判断決定法理と最善の利益基準の関係」であり、関東学院大学法務研究所の志村武教授から、アメリカ合衆国の各州制定法の類型化と新学説の登場、ならびに障害者権利条約がアメリカ合衆国後見法に与える影響について報告がなされました。概略を紹介します。

①障害者権利条約の採択・発効後「後見人は本人に代わって意思決定を行う」とする従来の考え方はなく、「代理よりも支援を」というスローガンの下、「代理人でなく、支援を受けた本人こそ自ら意思決定をすべき」とする「自己決定支援」という新しい考え方がカナダや北欧等で広まっている。

②日本の民法には、本人の意思尊重義務と身上配慮義務が規定されているが、一般的抽象的で、例えば、本人は最後まで自宅での暮らしを希望していたが認知症が進行し何度もばやを起こしたため、施設入

身上監護代理権の根拠は現行法では民法859条に求めることができる。立法担当者は同条の「財産に関する法律行為」について、身上監護の代理権を認めている(「新成年後見制度の解説」97頁)。財産管理との関連性を理由に掲げているのは、代理に関する伝統的概念の延長で捉えられているためである。

以上に、LS報告書の柔軟性と工夫の一端を見ることができ。

### (4) 意思決定支援の法的構成

#### ↳ 医療同意の代行決定

LS報告書は、患者の医療同意に対する第三者関与の方法について、代理ではなく、代行決定という概念を用いる。そして、医療同意における第三者の関与を代行決定として承認する。このことについて補足しよう。

医療同意の権限は当該患者のみに属し、患者の自己決定に基づくことが原則になる。法的には一身専属権と説明される。しかし、一身専属権ではない他者の関与を一切許さないと考えるべきではない。医療の必要性や、医療行為として家族がICに関与してきたことを考慮すると、一定の条件のもとに第三者の関与を認めるべきであり、これにより患者の人權を尊重することが可能になる。

ところで、第三者関与の方法としては、民法に代理権の制度がある。代理権は従来、本人の能力の補充と行為の拡大の方法として、広く活用されてきた。このうち能力補充の視点では、旧禁治産制度のもとでは「行為無能力者の代理と捉えてきたが、新法では「制限行為能力者の代理として再構成することが必要である。本人は行為能力がありそれが制限されていると捉えると、代理人が行う決定は伝統的な他者決定ではなく、本人の意思を考慮した決定でなければならぬ。

ればならない。代理人は裁量権を有するが、本人の意思決定支援のもとにおける裁量でなければならぬ。このような意味での裁量は、伝統的代理概念では捉えきれないものである。LS報告書は、意思決定支援のもとにおける代行決定の考え方を明らかにしている。

### (5) 家庭裁判所の関与

LS報告書は、意思決定支援制度の要所に家庭裁判所(以下「家裁」という)を関与させている。代行決定者の順位への関与もその一つである。家裁には後見的役割が求められているのである。家裁の関与は、医療同意における「協働とプロセス」の営みの一環に位置づけられるものである。

注目すべきは、重大な医療、つまり死亡リスクの高い医療行為や重大かつ長期に及ぶ障害の発生する虞のある医療行為については原則として家裁の許可を必要としていることである。現行制度にも、居住用建物等を処分するには家裁の許可を必要としている(859条の3)。ここに居住用建物等の処分は、財産管理であるとともに、身上監護の要素を有する。医療同意問題はここに位置づけることができ。家裁は当該医療行為の妥当性ではなく、意思決定支援、すなわち代行決定のプロセスの妥当性を吟味する。家裁の現状を考慮すると裁判官の負担をこれ以上増大させることはできないが、制度論としてあるべき姿を提示することは重要である。医療同意は、生命・身体という個人の基本的権利・義務に関する事項であり、権利・義務の守り手として司法機関である裁判所への期待は大きいものがある。司法判断に及むチェック項目の選定、調査官の活用など、裁判官の関与のあり方を工夫しなければならぬ。

### 5 おわりに

LS報告書は、日本における成年後見実務と医療実務の経験を基礎に、実務を出発点とし、実務のなかに英知を求めている。ここに司法書士専門職集団のプライドを見ることのできる。司法書士は永年、個人・法人の基本財産に関する登記業務を扱う専門職として国民の信頼を獲得してきた。司法書士が成年後見センター・リーガルサポートを基点にトップランナーとして成年後見実務を先導してきたのは、かかる国民の信頼を背景にしている。

民法を所管する法務省は身上監護の支援に理解を示している。厚生労働省における終末期医療に関する検討成果はICのプロセスを重視し、この考え方は日本老年医学会のガイドラインにも活かされている。LS報告書はこれらの延長に位置づけることができるであろう。LS報告書を契機に、医療同意に係る意思決定支援制度の導入に向けた活動が最終ゴールに向けて展開されることを期待したい。

### 【参考文献】

- LS報告書及び同報告書  
巻末掲載の文献
- 独立行政法人科学技術振興機構(JST)・社会技術研究開発センター研究開発プロジェクト「認知症高齢者の医療選択をサポートするシステムの開発」(研究代表者 成本 迅 京都府立の地域生活を健康時から認知症に至るまで途切れなくサポートする法学、工学、医学を統合した社会技術開発拠点)(同上)における研究成果

所する方が安全だし経済的という場合、後見人はどう意思決定すべきか、何ら具体的な基準が示されていない。

⑧これはアメリカ合衆国の各州法も同じだが最近同国内において州法を類型化し、①意思決定基準不存在型(基準となる明確な規定がない)②代行判断決定法理採用型(本人の願望や価値観に基づき、後見人が本人の立場から意思決定すべきとする)③最善の利益基準単独適用型(後見人が合理的な通常人の立場から、本人に最大の利益をもたらす意思決定をすべきとする)等に分類する研究発表がされた。

④さらに、代行判断決定法理(本人の主観面に重きを置く)と最善の利益基準(客観面に重きを置く)を各々狭義と広義に類型化し、後見人の意思決定において、まず「(1)狭義の代行判断決定法理(本人が以前表示した特定の指図や願望等に基づき意思決定する)を検討し、これが無理なら、(2)広義の代行判断決定法理(本人が以前表示した一般的な発言や行動等に基づき意思決定する)を検討し、これも無理なら、(3)広義の最善の利益基準(意思決定能力を欠く者の状況にある合理的な通常人が考慮するであろう)結果の考慮を含んで意思決定してもよい)を検討し、これも無理なら最後に、(4)「狭義の最善の利益基準(意思決定能力を欠く者の状況にある合理的な通常人の立場から意思決定しなければならぬ)を検討すべき

とする学説(代行判断決定法理・最善の利益基準連続移行説)が登場した。

⑥これに学べば、本人の意思と本人の最善の利益が一致しない場合、後見人は本人の馬鹿げた不合理な意思まで尊重する必要はないが、少なくとも合理的であれば、最善とは言えないものであっても、本人の意思を最大限尊重すべきと言えよう。

⑥なお、障害者権利条約がアメリカ合衆国後見法に与える影響としては、原則をあくまでも本人の「自己決定支援」に置き、成年後見制度の「本人が意思能力を完全に欠く場合の例外とする考え方が登場している。

以上、成年後見制度を考えるにあたり、大変に興味深い報告であり、その後の質疑応答でも参加者が次々と挙手をして活発な質問や議論がなされました。

なお、当日は小雨が降る肌寒い一日でしたが、成年後見制度の現場で活躍されている大学教授、弁護士、社会福祉士等の専門家の方々が多数参加し、有意義であり、多くの研究会となりました。

(ひ)



- ・大阪大学大学院 国際公共政策研究科教授 床谷文雄氏
- ・大阪弁護士会 弁護士 井上計雄氏
- ・公益社団法人東京社会福祉士会会長 大輪典子氏
- ・大阪市市民後見人協議会副会長 川村正子氏
- ・読売新聞東京本社編集委員 阿部文彦氏
- ・後見人の行動指針策定委員会副委員長 中西正人
- ・後見人の行動指針策定委員会委員 南村幸児



## 取材②

新成年後見制度制定・リーガルサポート設立  
15周年記念シンポジウム

# 行動指針の意義と 今後の成年後見制度 の課題

主催：公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート



平成26年12月13日(土)、東京都千代田区の大手町サンケイプラザで、社会福祉士、社会福祉協議会や地域包括支援センターの職員、大学教授、司法書士、一般の主婦や会社員の方々と約150人が参加し、頭書のシンポジウムが盛況に開催されました。

開会挨拶では、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート(以下、リーガルサポート)理事長の松井秀樹が「15年が経過し後見の社会化が進展した中、民法868条の意思尊重義務と身上配慮義務の具体化のため、3年を経て今年5月、行動指針の策定作業が終了した」旨を述べました。

次に大阪大学大学院国際公共政策研究科教授の床谷文雄氏による基調講演「行動指針の意義と今後の成年後見制度の課題」がありました。床谷教授は、成年後見制度改革の意義や後見人の権利義務等を説明しながら「後見、保佐、補助の使い分けが十分でない」「代理行為と事実行為の境界が不明瞭である」「狭義の事務だけでなく広範な役割を期待されている」などの問題点に言及しました。その上で、行動指針策定の意義を「代理権、取消権、同意権といった後見人の民法上の権利義務が具体化される」「民法上の権利義務を超えた必要最小限の能力制限の必要性や家族等との協働の大切さの指針ともなる」「専門職後見人だけでなく親族後見人や市民後見人の指針ともなる」と説き、今後の成年後見制度の課

題を「障害者権利条約の下、成年後見から意思決定支援に制度が移っていく可能性があり、対応が求められる」と指摘し、「後見人は本人の一生に寄り添う存在なので、個々の事務のこと以上に、本人の一生にどう関わるかという視点が大切である」と締めくくりました。

さらにリーガルサポートの後見人の行動指針策定委員会委員の古田真理と岸川久美子による基調報告「行動指針」7つの区分の解説と続きました。各区分の趣旨を簡単に紹介すると、「前文・我が国だけでなく世界的な成年後見制度の基本理念等にも基づき策定した」「条項A…後見事務でも基本となるのは本人との関わりなので、初めにAで策定した」「条項B C D…いずれの区分の理念も意思決定の支援という点で共通するが、代行決定に偏りがちな従来の後見実務を見直すため、Bを総論的に、C以下を各論的に策定した」「条項E…意思尊重義務と身上配慮義務について改めて意識してもらったため策定した」「条項F…後見人は善管注意義務が求められるし、一種の公務とも言えるので、それに資するため後見制度の理解を深めてもらうことが、より良い後見事務に結び付くという観点から策定した」。

そして休憩をはさんだ後のパネルディスカッションでは、後見人の行動指針策定委員高裁の統計紹介があり、会場から驚きの声がありました。専門職の事件は内14件ですが、職業倫理を高めるために倫理的にあるべき姿を示すことが必要との指摘がありました。尚、中西氏からこの行動指針自体は後見人の理想をめざして作成したもので、基本的にはできることを取り入れて頂ければと思っただけで、条項Fは後見人として守らなければいけない項目と認識していると注意がありました。

指針全体に対する意見として床谷氏より、家裁にもこの指針を前提とする後見人を推奨するような働きかけを行うなど、指針の浸透を図ることが重要であろう、そしてこの行動指針をより発展させて頂きたいとお話がありました。これら以外にもパネリストの方々から様々な意見や具体的な事例紹介などが述べられ、来場者の方々はメモをとりながら最後まで熱心に耳を傾けておられました。進行役である姜氏から、この行動指針を日頃の職務の内容を振り返り、一歩でも半歩でも前進する材料にして頂きたい、とお話がありディスカッションは締めくくられました。

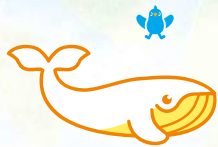
最後に委員会委員 大塚昭男より行動指針が広く後見事務に携わる方々に利用され、またこれを機会に新たな議論が巻き起こることを期待したいとの閉会の挨拶がなされ、満場の拍手の中シンポジウムは閉会しました。(つ・ひ)

会委員長 姜信潤がコーディネーターとして、以下の方がパネリストとして登壇し、今回策定した行動指針の各条項について現場の声を交えた活発な意見交換が行われました。

まず条項A「本人との関わり」について、川村氏より自身の後見人としての経験から、就任当初は会話がほとんどできなかったが、週一回訪問するなど時間をかけて本人と接して信頼関係を築くことで、希望や意思を確認できるまでになり本人の活動の幅が広がった事例が紹介され、本人を知ることの大切さが語られました。井上氏からは、弁護士は紛争性の事案が多く、その解決や適正な管理のために本人を知るにどうまることがあるか、生活の質の向上を計るにはもっと本人との関わりをもつ必要がある、市民後見人と同様の活動は難しいが専門職として工夫が必要と感じているとお話がありました。次に条項B「意思決定支援」について大輪氏より、本人と共に考え、悩み、決定し、そして結果も共に引き受ける姿勢が重要なお話がありました。「後見人は悩まなければならない」との言葉が印象的でした。条項E「本人の生活への配慮」では南村氏がポイントとして①本人の意向に沿う②社会的資源・人のネットワーク活用③権利侵害から本人を守る、の3点を挙げると、大輪氏からも援助者不知による不利益を受けることのないよう、地域関係機関との連携が重要である、と指摘がありました。条項F「事務の姿勢」の検討においては、阿部氏より2013年1年間で成年後見制度の利用者が受けた着服被害が662件、被害総額が44億9千万円との最



京都



平成27年1月12日、京都府立医科大学の図書館ホールにて上記のシンポジウムがリーガルサポートの主催で開催されました。冒頭、松井理事長はいさづに立ち、医療現場における意思決定支援立法化の重要性に触れ、さらに今後の国民的議論を求めました。次に、第一部として「医療行為の同意検討委員会（以下委員会といいます）の迫田博幸委員が中間報告や中間報告以降の委員会の議論を紹介し、医療同意に関する委員、親族、医師等へのアンケートの分析を基に「詳細な基調報告を行い、本人の意思決定支援としての医療同意支援を解説しました。なお、アンケート等の実施年度等については、以下のとおりです。詳細は、本部のホームページにてご参照ください。」

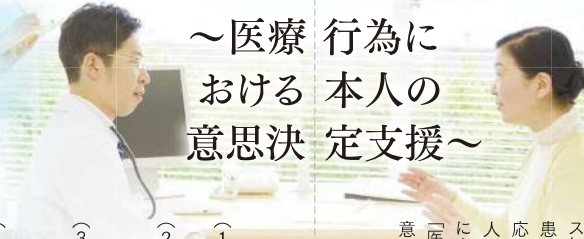
次に、第二部としてシンポジウムを行いました。学者の小賀野晶一さんは、「現代の高齢社会では生き方も、死に方でも選択を求められている。選択は自己責任だが、選択は難しく、しきれない場合は不十分な選択になる。そこで第三者の関与が必要な局面もありうる」と述べ、第三者による意思決定支援の必要的補充性について述べました。医師の成本迅さんは、「リーガルの提言で法律の大綱ともいえるものが提示されたが、導入後に臨床現場でどう運用されるのか、今から興味が高まる。現場におおすと、医師は柔軟に対応できるだろうし、患者の同意能力を意識しながら仕事をすることになるだろう」と提言の実現性について指摘しました。委員会委員長の倉倉さんは、「後見人は、本人の価値観や人生観だけでなく、治療に対する

取材③

新成年後見制度制定・リーガルサポート設立 15周年 記念シンポジウム

私の決めたい医療

～医療行為に本人の意思決定支援～



平成26年11月1日（土）、リーガルサポート主催によるシンポジウム「私の決めたい医療」が東京都新宿区の日司連ホールにおいて開催されました。シンポジウムには、司法書士・弁護士・社会福祉士といった専門職後見人の他、医療関係者や市民など約120名の参加があり、医療行為の同意問題に対する関心の高さを伺わせました。シンポジウムは、松井秀樹理事長の開会挨拶に始まり、リーガルサポート「医療行為の同意検討委員会」藤江美保委員による基調報告で、本年5月に同委員会が公表した「医療行為における本人の意思決定支援と代行決定に関する報告及び法整備の提言」について、同提言をまとめるまでの経緯等に関する説明がなされた後、同委員会・前田稔委員をコーディネーターに、パネリストとして千葉大学法政経学部教授小賀野晶一氏、京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学講師成本迅氏、同委員

東京

平成26年11月1日（土）、リーガルサポート主催によるシンポジウム「私の決めたい医療」が東京都新宿区の日司連ホールにおいて開催されました。

会中野篤子副委員長によるパネルディスカッションが行われました。基調報告で藤江委員は、今回の提言について、リーガル会員へのアンケートを基にした平成21年中間報告が代理の考えでまとめられたが、平成22年から24年の医療従事者へのアンケートで医師・医療従事者の会へのアンケート結果を踏まえ、平成26年5月に最終報告書がまとめられ発表されたことが説明された。この最終報告書の提言は、医療を受ける者が主体であり、主役は本人であるとの考えで、本人の意思を可能な限り尊重することが重要であり、安全な医療を安心して適切に受ける権利を保障するための代行決定を目的としていることが説明された。そして、本人の意思決定支援と代行決定のプロセスの透明化に関する「フローチャート」は、マニュアルではなく、慎重に扱うことが必要なこと。すなわち「本人のためのフローチャート」、「本人の自己決定を守るフローチャート」であること。それは、本人の自己決定・意思決定をどのように支援するかとの考えが貫かれていることが報告された。

パネルディスカッションは、上記「提言」をベースに、最初に「自己決定と同意能力」について、患者の意思確認能力判定や医療拒否への対応等具体的な局面での医療側の問題点や後見人の役割、他者決定がなされている現状を法的にどう考えるか等の議論がなされたのに続き、「医療行為の代諾（代行決定）」について、本人の意思が明確でないとき、現場では家族などの同

- (1)平成21年11月25日 医療行為の同意についての中間報告書
- (2)平成22年5月31日 本人に同意能力がない場合の会員向けアンケート
- (3)平成24年3月31日 医療行為の同意についての医療関係者に対するアンケート
- (4)平成25年9月13日 親族による医療行為の同意についてのアンケート
- (5)平成26年5月15日 医療行為における本人の意思決定支援と代行決定に関する報告及び法整備の提言

意で代用することをどう考えるか、「認知症の人と家族の会」の協力を得て実施された親族アンケートの結果などに基づき、本人の意思を尊重する仕組みや代行決定に係るプロセスとその可視化が必要との議論がなされました。さらに、「支援者の役割と責任」については、代行決定しなければならぬ状況になったときの代行決定者の範囲や優先順位、裁判所の役割をどう考えるかを議論したうえ、リーガルサポートの提言は従来医療慣行を重視しており、全体として柔軟に構成されているので、医療側でも使いやすいだろうと総括されました。休憩を挟み、指定発言者として、医療ジャーナリスト 尾崎雄氏が自己決定と家族のあり方について、また、社会福祉士 金川洋氏が自己決定、事前指示、代理権者の法定化などについて、それぞれの介護体験等を踏まえて発言された後、会場参加者の意見を募ったところ、「代行決定に関与する後見人の責任」などについて、活発な意見が交わされ、パネルディスカッションを終了しました。最後に、リーガルサポート 多田宏治副理事長が自身の入院体験も交えながら、開会の挨拶を述べ、本シンポジウムは有意義なうちに閉じられました。(完)



正確な情報を収集しておくことが肝要だ」とし、今後の後見人執務の広がりについて述べました。小賀野さんは、さらにリーガルの提言に言及して、「ある意味本人の自己決定手続を保障したとも評価できる」とし、「ただし、立法化が必要だ」と述べました。

その後、指定発言として、当事者である患者側の立場から荒巻さんは、「家族など当事者の立場に立って、その苦悩を理解してほしい」と述べ、次に弁護士北川さんからは「プロセスの透明化では本人の意思を徹底的に探っていくことが必要」と指摘し、「障害者権利条約を念頭に制度改正への提言をしてほしい。共に頑張ろう」とのエールをいただきました。東京のシンポでも多くのエールをいただきましたが、さらに熱い応援をいただきましたと感じました。

この後、イギリスの制度との比較法的な観点や医師会との連携、患者の権利法制定の必要性、司法から行政の関与とモデルへの転換、電子カルテの有効利用などの質疑応答があつて意義深く、東京シンポの意義を更に深め、熱い思いがあふれる結果となりました。(は)



私の決めたい医療 ～医療行為における本人の意思決定支援～



特集

取材で見た成年後見の動向

第二部では桂ひな太郎さんがコーディネーターとなり、パネリストとして清野光彦氏(公益社団法人北海道社会福祉士会副会長)、森田弘之氏(元家庭裁判所職員)、リーガルサポート賛助会員、工藤均支部長が登壇され、後見人の役割について、それぞれの実体験を交えて分かりやすい解説がされました。

平成26年11月8日(土)、リーガルサポート札幌支部主催による市民向けセミナー「落語で学ぼう! 成年後見制度」が北海道札幌市の教育文化会館において開催されました。セミナーは二部構成になっており、まず、第一部で桂ひな太郎さんが後見落語「後見爺さん」を披露しました。後見落語では、マクラとして桂ひな太郎さん自身の物忘れによる失敗談をお話されたあと、本題の後見爺さんに入りまして、後見爺さんは、消費者被害をきっかけに司法書士に相談にいき、後見制度の利用を勧められるという内容でした。終始笑いが絶えない雰囲気の中、桂ひな太郎さんは後見制度利用の必要性を何度も強調されていました。



第一部の様子

第二部の様子

桂ひな太郎さんは、平成17年に、リーガルサポート群馬支部の協力の元、NHKハートフォーラムで初めて後見落語を披露して以来、全国各地で口演をされているとのことでした。パネルディスカッション中も来場者からの質問が飛び交い、セミナーは盛況のうち(り)に終了しました。

取材⑤

新成年後見制度制定リーガルサポート設立15周年記念企画

落語で学ぼう! 成年後見制度

『我が国の後見制度は、伝統的な代理意思決定を基本とするが、まだまだ件数が少なく、課題は利用の促進にある。一方、障害者権利条約第12条は、可能な限り意思決定支援をすべきとするため、我が国で後見制度の利用が促進されると、条約の理念にそぐわない事態が増すという矛盾をはらむ。私たちはこの問題の解決に向け、例えば市民後見人の育成等、出来ることから一つ一つ取り組んで行くしかない。』次いで、後記のメンバーにより、パネルディスカッション「第一部認知症になっても安心して」

まず第一部では、池本氏から地域ケア会議等について、丸山氏から富士市市民後見人養成研修等について、山本氏と阿部氏から在宅高齢者の後見事例についてと、各パネリストの地域に根付いた活動が報告されました。これを受け、新井氏から「いずれの報告にも共通するのは、



暮らせる地域」「第二部意思決定支援のあり方と成年後見の課題」がありました。

- 【パネリスト】
阿部 典子氏(社会福祉法人滝澤福祉会 社会福祉士)
池本 祐子氏(川根本町地域包括支援センター長)
丸山 陽一氏(富士市社会福祉協議会)
山本 幸則氏(リーガルサポート静岡支部長 司法書士)
【助言者】
新井 誠氏(中央大学法学部 教授)
【コーディネーター】
古井 慶治氏(ふるい後見事務所 社会福祉士)

活自立支援事業について報告がありました。そして、山本氏から徘徊によるリスクが考えられるような場合、後見人による代理意思決定の余地を残しておくのが必要、妥当な事案もあるように思う。しかし、後見人は独断に陥ることのないよう、常に関係機関等の意見を聴く必要がある。」との意見が述べられると、新井氏から「実は健常者の自己決定も、社会から多くの影響を受けながら、限られた選択肢の中でなされている。障害者等の意思決定支援にも同様の視点が必要であり、自己決定という名目のほったらかしにならないよう、本人支援のノウハウを開拓して行くことが重要である。」との助言がありました。また、締めくくりに「専門職の後見人には、のめり込みそうでのめり込まない」というスタンスが必要との助言もありました。

最後に、静岡県社会福祉士会はあとなあ委員長、堀川直樹氏の閉会の辞でシンポジウムは終了しましたが、その後は司法書士や社会福祉士等が多数参加して、和やかに楽しい懇親会が開かれました。(り)



「成年後見 相談対応の実務 -チェックポイントとケース・スタディ-」
編集/公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
発行/新日本法規出版

出版物の紹介

本書は、成年後見に関わる専門家が、日々持ち込まれる相談に適切・的確に対応するための指針としてご活用いただけるよう編集したものです。第1編では、親族、本人、市区町村、医療機関、民生委員、金融機関等の相談者別に、相談を受ける際の留意点をチェックポイントとともに具体的に解説しています。また、相談を受けた後に「法定後見か任意後見か」「後見か保佐か補助か」「他制度を選択すべきか」等の方針決定にあたって、さらに法定後見制度あるいは任意後見制度を利用する上での留意点についても、チェックポイントを示して詳しく解説しています。第2編では、想定される11種類のケース・スタディを示し、相談の受付から成年後見制度の利用前後に至る一連の流れを、執筆陣の豊富な経験に基づきより実践的に解説しています。平成26年12月発行。是非ご活用ください。

本人のために多くの社会資源を結びつけて行くこと(成年後見の社会化)の重要性であり、これが後見人の主な役割の一つである」との助言がありました。次に第二部では、阿部氏から知的障害者の意思決定支援について、池本氏から高齢者の意思決定支援について、丸山氏から意思決定支援の一助となり得る日常生活自立支援事業について報告がありました。そして、山本氏から徘徊によるリスクが考えられるような場合、後見人による代理意思決定の余地を残しておくのが必要、妥当な事案もあるように思う。しかし、後見人は独断に陥ることのないよう、常に関係機関等の意見を聴く必要がある。」との意見が述べられると、新井氏から「実は健常者の自己決定も、社会から多くの影響を受けながら、限られた選択肢の中でなされている。障害者等の意思決定支援にも同様の視点が必要であり、自己決定という名目のほったらかしにならないよう、本人支援のノウハウを開拓して行くことが重要である。」との助言がありました。また、締めくくりに「専門職の後見人には、のめり込みそうでのめり込まない」というスタンスが必要との助言もありました。

取材④

成年後見制度15周年記念シンポジウム

地域で支えるあなたの生活 成年後見制度のこれから

平成27年2月28日(土)、快晴の静岡市、ホテルアソシア静岡において、静岡県司法書士会、(社)静岡県社会福祉士会(公社)成年後見センター・リーガルサポート静岡支部の共催により、頭書のシンポジウムが開催されました。参加者は約260人と盛況の上に、うち約110人は一般市民の方であり、地域の意識の高さがうかがえました。

静岡県司法書士会会長 西川浩之氏の開会の挨拶の後、中央大学法学部教授 新井誠氏の基調講演「成年後見制度の現状と課題」がありました。概要は以下のとおりです。



当日は、申込者が定員の120名を超過したため、会場が変更となり、さらに、主会場の他に別会場でのテレビ中継が行われました。平日の夕方という時間にもかかわらず、2会場あわせて来場者190名弱が終始真剣な表情で興味深く聞き入っていました。(3)

まずは、認知症高齢者の『徘徊』について実事会からはらら診療所和田忠志医師より解説があり、続いて認知症介護研究・研修センター永井久美子研究部長より「今回の徘徊は、退院直後の徘徊から約1年半後の安定状態で起こったため、予測が難しかった。玄関のセンサーは本人を安定にさせたので切っていたらしい」と本事実の説明がありました。

さらに、(公社)日本社会福祉士会・星野美子理事からは、後見人が取るべき方策としては「行動制限は、身体的拘束にあたり、切迫性・非代替性・一時性を考慮し、多数で検討する。また、起こり得るリスクを洗い出し、対応の不可能を周囲の者が確認する必要がある。」と述べられました。

そして、上山教授は、「本判決で過失相殺を認めなかったのは、認めてしまうと線路全てに防止策を施さざるを得なくなるので、『過失』ではなく『社会的責務』とした。『衡平責任』を認め、民間保険を作り、さらに一部分の助成を用意すれば解決できるのではないか。」と述べられ、本事件の根本的な解決は、個人レベルを超え、立法等の社会的局面から考えなくてはならないことでした。

取材⑥ シンポジウム

認知症高齢者が地域で暮らすために 名古屋高裁判決を踏まえて

会場 日本弁護士会館(東京)

平成26年4月の認知症高齢者の徘徊に伴う鉄道事故に関する名古屋高等裁判所の判決(平成25年(ネ)第752号)は、同居の高齢者に対して、認知症の夫に対する監督義務(民法第714条)を負わせました。それを受けて、平成26年10月31日(金)一般の方を対象とする日本弁護士連合会主催のシンポジウムが開催されました。最初に監督義務者の責任(シンポジウムの問題意識)と題し、渡辺裕介弁護士が事案の要旨、適用された法律、判決の概要、論点等の前提知識を解説くださいました。

(1) 事案の要旨

認知症高齢男性A(91歳、要介護4、平成12年頃から認知症、5000万円超の金融資産あり)が平成19年12月に線路に立ち入り列車と衝突した。JRがAの遺族に約720万円の損害賠償を求めた。

(2) 民法等の解説

不法行為責任(民法709条)責任能力(民法712条・713条)責任無能力者の監督義務者(民法714条)保護者(精神保健福祉法改正前22条)法定監督義務者(精神保健福祉法)

(3) 判決の概要

◆同居妻(要介護1)一審 民法709条責任あり。二審 民法714条1項の責任あり。◇長男別居 月3回程A宅を訪問 自分の妻に近所に引越させ 介護させていた一審 民法714条2項準用(事実上の監督義務者)の

責任あり。二審 責任なし。

◇二女(別居介護に関与せず)・三女(別居月2回程訪問)・二男(外国在住) 一審 責任なし。

(4) 論点の整理

- ① 現在の制度を前提とする論点
  - ・監督者責任と被害者救済をどう調整するか?
  - ・家族・配偶者は重い責任を負うべきか?
  - ・家族と第三者(施設や後見人)とは監督者責任は異なるのか?
- ② 今後の制度設計に関する論点
  - ・責任無能力者(特に資力がある者)が責任を負わないのは正しいのか?
  - ・犯罪被害給付金など社会で責任を負うべきか? 私的な保険で対応すべきか?
  - ・以上、短時間でしたが一般の方々も理解しやすいレジュメと説明でした。

続いて、「JR東海事件から認知症患者の損害賠償リスクを考えると題して、次の通り、上山泰新湯大学教授の講演がありました。本判決に対する社会的批判としては、①被害者が大会社、加害者が一般人②同種事件が多発する可能性のある認知症高齢者事案③認知症高齢者を外に出さないのが賢い方策だとの印象と政策との逆行が挙げられる。JRの損害約720万円は、5000万円超の遺産の一部で損害補てんが可能だった。とすると、損害移転(お金の動きだけならそんなにひどい話ではなくなる。ただし、判決への感覚的な疑

問が浮かぶ。それは、妻に過重な見守り義務を負わせ、関わった者ほど責任を負われ、不合理である点と民法752条扶助義務を根拠に同居妻に民法714条法定監督責任があるとした点であるが、扶助義務は内的、法定監督義務は対外的である。それらは方向性が食い違っているのに、判決では内向きの義務を外向きの義務に読み替えてしまった。解決の方向性は? まず、民法の範囲では、介護してきた妻子の責任ではなく、加害者本人の損害賠償責任を肯定し、その上で、本人の責任を相続するという理論構成とする。そして、責任能力概念(民法712条)について柔軟な解釈をし、「衡平責任」の考えを加える。つまり、本人に判断能力がなければ責任能力はなく、一時的には責任が免除されるが、二次的な責任としてバランスを考慮した特別な「衡平責任」を負わせる。もう一つは、リスクの社会化の観点から、民法での「衡平責任」を立法化した上で、任意の損害保険制度を充実させ、犯罪被害者給付金制度等の公的救済システムを整備するという手段が考えられる。

以上、上山教授は学者の立場からの問題点と対応策を指摘されました。最後に、赤沼康弘弁護士をコーディネーターとしてパネリストに上山教授が加わり、パネルディスカッション「名古屋高裁判決と認知症高齢者の監督義務者の責任」が行われました。

リーガルサポートの委員会を 紹介します!

制度改善検討委員会 委員長 田尻 世津子

いかなる制度も永遠に過渡的存在である

成年後見制度が始まる前年に設立された「リーガルサポート」は、成年後見のフロンティアとして2005年には制度の改善を提言し、2009年には制度のグランドデザインを提唱し、これと同時に成年後見制度の改善に向けての調査・研究と実践を目的とした制度改善検討委員会を発足させました。以来、委員会では、成年後見制度の改善に向けてのアクションプランを策定し、以下のような様々な取り組みを行ってきました。

- ①金融機関の成年後見に係る業務の改善を目指す全国の金融機関にアンケートを実施し、要望書を金融機関と銀行協会へ提出
- ②成年後見人等の取消権の行使について会員にアンケートを実施し、成年後見法学会で発表
- ③成年後見人の選挙権回復のための署名活動を展開し、集めた署名用紙を要望書とともに総務省へ提出。選挙権回復後は、「選挙権行使についての後見人の行動指針」を策定
- ④成年後見制度利用支援事業の促進を図るため、全国の自治体に対し実態調

査を行い、要望書を厚労省へ提出

- ⑤病院、施設等で求められる身元保証人について全国約1000の病院と施設に対し実態調査を行い、調査結果を保証被害対策全国会議及び当法人の研究大会の分科会で発表
- ⑥成年被後見人等に課されている権利制限について調査分析し、「成年被後見人等が受ける170を超える権利制限」をテーマとしたシンポジウムを開催
- ⑦成年後見等の申立て時に添付する診断書について、診断書作成に関与した医師へのアンケートを実施し、日本社会精神医学会において発表。

成年被後見人の選挙権が回復し、国連の障害者権利条約が批准されるなかで、我が国の成年後見制度も意思決定支援を重視した次なるステージへと進化していかなければならない時期にきていると言えましょう。「いかなる制度も永遠に過渡的存在である」ならば、この委員会の活動もまた(新たなステージではなおさらのこと)尽きことはなさそうです。





# 司法書士が解決します!!

ここが知りたい!  
成年後見制度

## 相談内容

後見制度支援信託について教えてください。

鈴木太郎さんはお父様鈴木一郎さんの成年後見人として数年間、成年後見業務を続けてきました。最近、家庭裁判所から書面が届きました。それには、後見制度支援信託を利用するか、後見監督人を選任するか、どちらかを選択して下さいと記載されていました。



相談者

40代後半  
鈴木 太郎さん(以下:相)



回答者

リーガルサポート東京支部  
司法書士 山崎 政俊さん(以下:回)

- 相 家庭裁判所から書面が届きましたが良く分からなかったので、「後見制度支援信託」を希望しますと返送したのですが、どうなるのでしょうか。
- 回 それは、心配ですね。家庭裁判所は、お父様の財産が一定額以上あるので、「後見制度支援信託」を利用するか、「後見監督人」の監督を受けるのかを確認したんですね。「後見制度支援信託」では、ご本人が通常使用しない金銭を信託銀行に預けます。ただし、年金の受取りや施設利用料の支払いなど日常の金銭は、後見人である鈴木さんが管理している通帳で今まで通りに管理します。
- 相 なぜ、この制度の利用が必要なのですか。
- 回 以前から親族等後見人による私的流用による不正事案が多くあり、裁判所として不正防止策を検討する必要がありました。また、後見人は、長期にわたり本人の財産の管理をしますが、親族等後見人は必ずしも財産管理の専門家ではありません。親族等後見人が多額の金銭管理などを万全な形で行うことは大きな負担となり、管理方法などをめぐって親族間のトラブルに発展する懸念もあります。このような親族等後見人の財産管理における負担を軽減

する必要もありました。

- 相 いつ頃から、始まったのですか。
- 回 当初は、専門職による「後見監督人」制度を活用していましたが、「後見制度支援信託」が検討され、平成24年2月頃から運用が開始されました。
- 相 「信託」ですので、信託銀行ですよね。近くに信託銀行がないのですが、どうしたら良いのですか。
- 回 平成27年1月1日現在、三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ信託銀行、りそな銀行の4つの銀行で取り扱っているようです。但し、支店窓口で取り扱う銀行、各支店や本店で郵送のみで取扱いはする銀行などがあります。ですので、各銀行に確認してから銀行を選択しています。
- 相 私の場合、必ず、「後見制度支援信託」の利用となるのですか。
- 回 ご本人の財産のうち、不動産や株式などの信託できない財産が多い場合。本人の遺言書があり、信託により本人の意思が損なわれるおそれがある場合。色々な状況から収支予定を立てることが困難である場合などのときは、「後見制度支援信託」に適しませんので利用されません。

- 相 それでは「後見制度支援信託」を利用するときの手順を教えてください。
- 回 まず、追加で弁護士や司法書士等の専門職が後見人に選任されます。専門職後見人は以下の手順で進めます。
  - 1) 信託利用の適否を検討し、その報告書を裁判所へ提出します。
  - 2) 裁判所は、報告書の内容を確認して問題がなければ、専門職後見人に指示書を発行します。
  - 3) 専門職後見人は、その指示書に従い信託銀行と信託契約を締結し、信託する金銭を入金します。
  - 4) 信託の手続きが終了すると専門職後見人は辞任し、財産を親族後見人に引継ぎます。
- 相 どのくらいの期間が掛かるのですか。それと専門職後見人の報酬はどのくらいですか。
- 回 期間は、3ヵ月から4ヵ月前後だと思います。報酬は、家庭裁判所が金額を決めて、本人の財産から支出されます。
- 相 信託をした後に、本人が入院したり、自宅の大規模修繕する場合等で、手元にある現金・預貯金が不足する場合は、どのようにしたら良いのでしょうか。
- 回 ご安心ください。裁判所に必要な金額とその理由を記載した報告書(書式は裁判所にあります。)を裏付け資料とともに提出してください。裁判所は、報告書の内容に問題がないと判断すれば指示書を発行しますので、それを信託銀行に提出し、必要な金銭を信託財産から払い戻してください。
- 相 私のように、成年後見制度を利用している途中から「後見制度支援信託」を利用できるのですか。
- 回 できます。成年後見制度の利用の最初から、「後見制度支援信託」を利用することもあります。
- 相 その場合は、どうなるのですか。

- 回 例えば、最初に、親族等後見人と専門職後見人が同時に選任されます。その後、専門職後見人は、今まで説明した手順を進めて、信託の手続きが終了すると専門職後見人は辞任します。
- 相 「後見制度支援信託」の利用数はどのくらいあるのですか。
- 回 東京家庭裁判所後見センターの「後見センターレポート Vol.6(平成26年10月)」によると、平成24年2月から平成26年8月末時点において、利用件数は、749件(概数)に及んでいるようです。相当の件数です。この情報は東京家庭裁判所のホームページで公開されていますので、確認してみると参考になりますよ。
- 相 「後見制度支援信託」を利用すると、親族等後見人は管理する財産が一定額となり安心できますね。
- 回 そうですね。ですが、お父様の財産を管理することは、「他人の財産を管理」することです。今後も、金銭や通帳の管理には、十分すぎる緊張感を持って行って下さい。「後見制度支援信託」について分からない点があれば、我々リーガルサポート会員にお聞きください。
- 相 今日、「後見制度支援信託」について聞いて良かったです。安心しました。ありがとうございました。
- 回 こちらこそ、ありがとうございました。

